_ \
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

	り外してから、木材を取り外さなければならない。この場合におとなったものの分別の支障となるものに限る。)をあらかじめ取木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材(木材が廃棄物
(新設)	れる場合には
四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し	四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し
を除いたものの取り壊し	を除いたものの取り壊し
三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐい	三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐい
二 屋根ふき材の取り外し	二 屋根ふき材の取り外し
要な部分をいう。以下同じ。)を除く。)の取り外し	要な部分をいう。以下同じ。)を除く。)の取り外し
年政令第三百三十八号)第一条第三号に規定する構造耐力上主	年政令第三百三十八号)第一条第三号に規定する構造耐力上主
材及び構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五	材及び構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五
一 建築設備、内装材その他の建築物の部分(屋根ふき材、外装	一 建築設備、内装材その他の建築物の部分(屋根ふき材、外装
術上これにより難い場合は、この限りでない。	術上これにより難い場合は、この限りでない。
ばならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技	ばならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技
3 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなけれ	3 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなけれ
五~八 (略)	五~八 (略)
てはその理由	い場合にあってはその理由
次項本文及び第四項本文に規定する順序により難い場合にあっ	次項本文、第四項本文及び第五項本文に規定する順序により難
該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が	該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が
四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当	四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当
一~三 (略)	一~三 (略)
なければならない。	なければならない。
2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載し	2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載し
第二条 (略)	第二条 (略)
(分別解体等に係る施工方法に関する基準)	(分別解体等に係る施工方法に関する基準)
現行	改正案

---6 ・7 ~ 三 (略 5 おいては、第三項ただし書の規定を準用する。の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合にの 建築物以外のもの(以下「工作物」という。)に係る解体工事 いては、 前項ただし書の規定を準用する。 (略)

(略)